

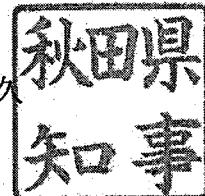
写

環管－1043
平成27年11月25日

丸紅株式会社

代表取締役社長 國分文也 様
株式会社関電エネルギーソリューション
代表取締役社長 白井良平 様

秋田県知事 佐竹敬久



秋田港発電所（仮称）建設計画に係る計画段階環境配慮書
に対する意見について

環境影響評価法第3条の7第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、
次のとおりです。

1 総括的事項

- (1) 事業計画の具体化に当たっては、適切な環境保全措置を検討し、可能な限り環境影響を回避又は低減するよう配慮すること。
- (2) 事業実施想定区域の周辺には、既設の火力発電所が存在するほか、計画中の小規模火力発電所もあることから、予測に必要な他事業の情報入手に努め、これらとの累積的な環境影響を可能な限り考慮し、適切に調査、予測及び評価すること。

2 個別的事項

(1) 大気質

事業実施想定区域の周辺において、光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)に係る環境基準を達成していない地点があることから、今後の環境影響評価において短期高濃度条件等の影響についても考慮し、適切な環境保全措置を検討すること。

(2) 動植物

事業実施想定区域の周辺には、既設の火力発電所の放水口が存在することから、海域の動植物への影響について、当該温排水との累積的な影響を勘案し、適切に調査、予測及び評価すること。

(3) 景観

事業実施想定区域周辺には、秋田マリーナや道の駅等のレジャー施設が存在するほか、秋田港には大型客船が出入港することから、景観に配慮した計画を検討すること。

(4) 廃棄物等

事業の実施に伴い発生する石炭灰については、セメント原料等として有効活用することとしているが、石炭灰の処理に万全を期すよう、具体的な発生量を勘案して多様な活用方法等も検討すること。

(5) 温室効果ガス等

ア 二酸化炭素排出削減に関する国の目標・計画との整合を図るための取組に努めること。

イ 利用可能な最良の発電技術の導入や省エネルギー対策等を検討し、可能な限り二酸化炭素排出削減に努めること。

【担当】

秋田県生活環境部環境管理課

環境審査班 高橋、片山

電話 018-860-1601

FAX 018-860-3881